

この時期、家庭から大量に発生する草木の処分に困っていませんか

## 環境クリーンセンターでは 家庭から発生する剪定枝・草について、 持ち込みに限り無料で受入しています。

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンターに直接持ち込んで頂いた場合に限り、無料で搬入できます。搬入できるサイズ、日時等は下記のとおりです。同センターへ直接持ち込んで下さい。

### <サイズ>

- 長さは 2mくらいまで
- 太さは 10cmくらいまで
- 枝は払ってください。払った枝も搬入出来ます。
- 指定袋に入れなくても搬入出来ます。

### <利用可能日及び利用時間等>

- 利用可能日 月曜日から金曜日  
(祝日《年末・年始については、収集日程表等で確認して下さい。》を除く)
  - 利用時間 9時から16時まで
  - 場内では、係の指示に従って下さい。
- ※なお、今までどおり収集作業も行います。集積場に出される場合は今までと同じです。

また、搬入して頂いた草木は環境クリーンセンターでチップ化し堆肥化を行っています。しかし、持ち込まれた草木の中に鉄くずや破砕できないサイズの幹等が混入していると破砕機が壊れる原因になりますので、異物は取り除いていただき草木のみを搬入して頂きますようお願いします。

問い合わせ先 町民環境課 TEL377-5653  
環境クリーンセンター TEL365-9017

(破砕できない異物)



(大きな木の幹等)



## 悪質商法に注意しましょう!

最近、カニ、指輪、健康食品等の「送り付け商法」の被害が多く聞かれます。

「送り付け商法」とは注文していないのに、一方的に商品を送り付けてきて代金を請求する販売方法です。

承諾していないのに一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。業者の連絡先等が分からないことが多いため、商品を受け取り支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。

※トラブルに巻き込まれてしまったときや心配ごとがあるときは一人で悩まずに、できるだけ早めに相談することが大切です。

消費生活相談は、「消費者ホットライン 0570-064-370」